



蒲生北部復興

区画整理だより

VOL 29

発行: 仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241_2757.html

平成28年
5月27日

ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
新緑の季節となり心地よい日差しが降りそそぐ日々が続いております。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
今回の「区画整理だより」では、今後の事業スケジュール、交通規制エリアの拡大及び蒲生干潟周辺的环境美化活動についてお知らせいたします。

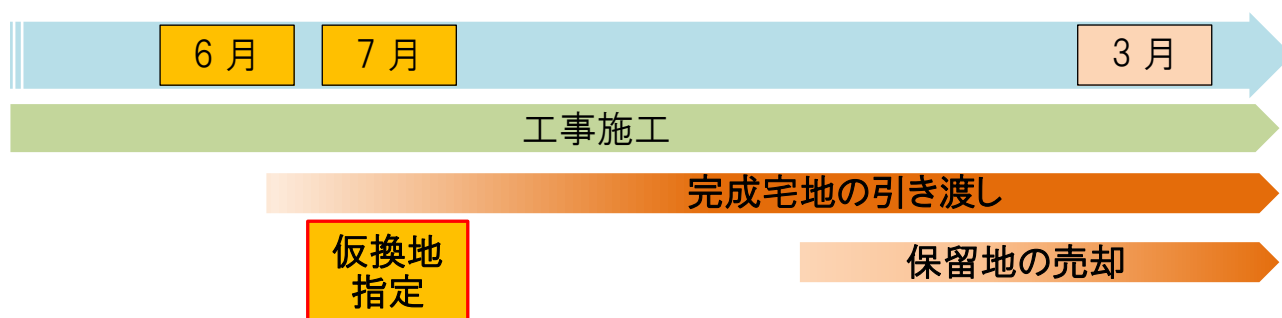
お知らせ

◆今後の事業スケジュールについて

工事の進捗にあわせて、今年度から完成した一部の宅地の引き渡しを開始いたします。具体的な引き渡し手続きについては、対象宅地の権利者の方へ別途ご案内いたします。

また、次回の土地区画整理審議会（6月末開催予定）において、現在までに未指定となっている仮換地について、照応の原則に基づく妥当性をご審議いただき、7月には概ね全ての仮換地指定を行う予定です。

その後、造成工事が完了した保留地については、権利者の方を先行させる方式で順番に売却手続きを進めてまいります。具体的な手続きについては、別途お知らせいたします。



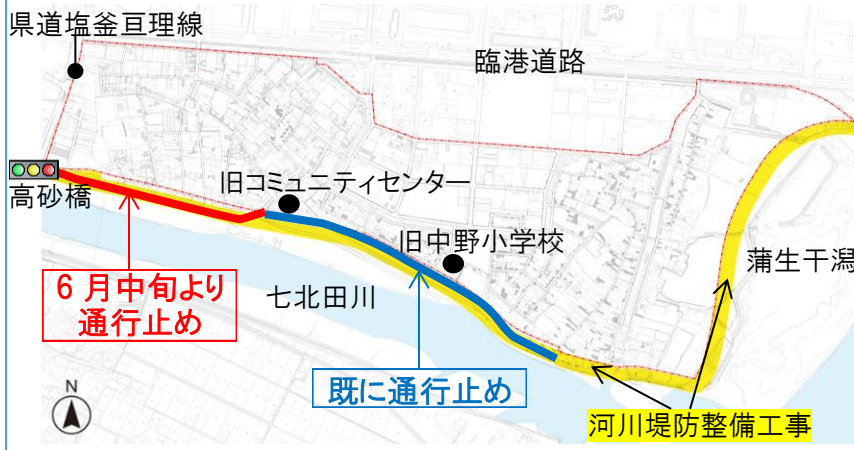
◆交通規制エリアの拡大について

宮城県による七北田川河川堤防整備工事の進捗に伴い、6月中旬より河川堤防上の道路（県道蒲生福田線）が全面通行止めとなります。また、区画整理事業地区内の道路においても、各所で通行止めや片側交互通行等の交通規制が必要となっており、ご迷惑とご不便をお掛けしております。

区画整理事業地区内における交通規制の内容・範囲は、工事の進捗にあわせて変わっていきますので、現地の通行にあたっては、現地の交通案内表示や誘導員の指示に応じて、迂回路をご利用いただきますようお願いいたします。

（裏面に続く）

交通規制の内容・範囲



区画整理事業地区内の道路

工事の進捗にあわせて通行止めや片側交互通行等の交通規制が各所で発生します

河川堤防上の道路

(県道蒲生福田線)

高砂橋交差点から旧コミュニティセンター前までの区間が新たに通行止めとなり、6月中旬より全面通行止めとなります

◆蒲生北部JVからのお知らせ

●蒲生干潟周辺 環境美化活動への取り組みについて

宮城県は、海岸の清掃・美化活動を通じて良好な環境づくりに積極的に取り組む団体等を「スマイルサポーター」として認定し、その活動を支援する制度を立ち上げています。

蒲生北部JVは、蒲生干潟周辺の海岸環境美化活動を行う団体として、本年3月に「スマイルサポーター」に認定されており、4月17日(日)に第1回目の活動として、蒲生干潟周辺の清掃活動を行いました。



当日は、悪天候となりましたが、蒲生北部JV構成7社(鹿島建設・フジタ・橋本店・パスコ・復建技術コンサルタント・三洋設計・URリンケージ)の社員約20名が活動に参加いたしました。

今後も定期的な蒲生干潟周辺の清掃活動(年間2回程度を予定)を通じて、事業地区周辺の環境美化に努めてまいります。

《お問合せ先》 蒲生北部JV 工事現場事務所

担当：南、松本 電話：022-349-4312

◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方へ発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp

